



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 7 (2011年7月21日発行)

皆様こんにちは！ 今回のタイ国法律情報は

「被奨励プロジェクトにおける外国人非熟練労働者の雇用許可について」

をお送り致します。

今年初頭に「移民労働者のクオータ申請」についてお届けいたしました、2011年5月23日にBOIより「外国人非熟練労働者の雇用を終了する事」と通知がありました。この「外国人非熟練労働者」が「移民労働者」にあたると解釈されています。今回は2011年7月2日付の新聞に掲載された記事と、その記事の根拠となったBOIの告示をお届けいたします。

実際にBOIの告示に合致しない企業が移民労働者を雇用しているケースを多く見受けませんが、担当官と個別に面会し雇用の可否を確認する事をお奨めいたします。

プラチャーチャート・オンライン (7月2日付) より抜粋

BOIは、(2011年5月24日より)6ヶ月以内に、被奨励プロジェクトにおける全外国人非熟練労働者の雇用を終了し、代わりにタイ人労働者を雇用するよう通知した

(2011年5月23日付)。事業主が当該外国人の雇用を終了しない場合、BOIは奨励証書の失効、及び当該プロジェクトにおける事業主の投資奨励に関する全ての恩典取消しを検討する。

現在多くの工業部門において労働力不足の問題が深刻化していることは、業界関係者の間では周知の事実である。例えば、食品工業、繊維・アパレル工業、家具工業等で、事業主は問題解消のために外国人労働者の雇用を余儀なくされている。外国人労働者を解雇すれば、生産力が低下し生産が縮小する。そうなれば、事業者の収益及び国家経済にも影響が及ぶ。

(中略)

投資委員会(BOI)は、BOIが事業主を対象に発行した通知の内容は新しいものではなく、既に1977年投資奨励法第18条に規定されている原則・条件であると述べている。

当該条項においては、被奨励プロジェクトは国家経済、社会及び安定性の面において重要であり且つ利益をもたらす活動である必要があると規定されている。特に「安定性」という語は、労働者に関する内容を包括しており、「外国人労働者」ではなく「タイ人労働者」(の安定性)を指している。

現在、事業者たちは被奨励プロジェクトにおける外国人非熟練労働者の雇用数を増やしつつあるが、これはタイ人のみの雇用を目指す投資奨励の方針及び原則に反している。したがって、投資委員会事務局は、投資奨励の原則に準拠させるため、被奨励者に対しタイ人労働者のみを雇用するよう通知する必要がある。

もしくは外国人非熟練労働者を雇用する場合、被奨励者は関係法の規定する方法に従い、通知に記載の期日より6ヶ月以内に被奨励プロジェクトにおいて手続きを行わなければならない。手続きを行わない場合、事務局は、労働局と共同で監査を行い奨励証書を失効させる。

外国人雇用の特例に関しては、2010年に通知されている。BOIはプロジェクトにおいて外国人労働者を雇用できる特例の原則を告示済みである。事業主はその都度申請できるが、(当該告示における)6項目の条件を満たしている必要がある。(投資委員会事務局告示第 Por. 4/2553 号を参照のこと。)

投資委員会事務局告示

(ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

พลากระทัษษมณัฏงันคณคณมการส่งเสริมการลงทุน)

第 Por. 4/2553 号

被奨励プロジェクトにおける外国人非熟練労働者の雇用許可について
(เรื่อง การอนุญาตให้ใช้แรงงานต่างด้าวไร้ฝีมือในโครงการที่ได้รับการส่งเสริมการลงทุน
รอันคณนอำนยัฏไฮชัยเรนงันตณนงอไรฝัอุม
นัครนคณนเ็อไดรลัฏคณนคณมการส่งเสริมการลงทุน)

工業部門における被奨励プロジェクトの実務レベル従業員不足問題を緩和するため、投資委員会は、2010年9月13日付けで1977年投資奨励法の第11条、第16条、第18条の権限に基づき、本告示の公布を承認した。したがって、投資委員会事務局は、被奨励プロジェクトにおける外国人非熟練労働者の雇用許可の原則を以下のとおり規定する。

1. タイ国内において20年以上投資を行っている会社であり、総資産額が100億バーツ以上、合計で10,000人超を雇用していること。
2. 法人税免税の恩典期間が満了した被奨励プロジェクトで、事務局の許可を得て全被雇用者数の15%以下の外国人非熟練労働者を当該プロジェクトにおいて雇用することにより、プロジェクト労働者を増員する必要があること。
3. 工業事業であること。農業事業及びサービス事業も工業事業とは見なさない。
4. 関連する各種政府機関が規定する、外国人非熟練労働者の雇用に関する法律および規定に従うこと。
5. 事務局規定の条件に従うこと。また、プロジェクトにおける外国人非熟練労働者の雇用を開始する前に、事務局に対して申請書を提出すること。
6. 上記原則を、外国人非熟練労働者雇用の許可を検討する際の指針とする。事務局は、必要性がなくなった場合または状況が変化した場合、適宜告示を廃止するもしくは外国人非熟練労働者数を削減することができる。

2010年10月8日告示

アンチャカー・シーブンルアン

投資委員会委員長

翻訳者：高野 香 (TJ Prannarai 翻訳事業部)

お知らせ

次回のタイ国法律改訂情報 Vol. 8 ですが、発行が8月25日(木)となります。
ご了承の程お願いいたします。

【発行元】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd.

TEL: 0-2712-3199

E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

前田 千文

日系企業様から厚い信頼を集める翻訳サービス

Email もしくは FAX にて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。

さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命は TJP へ

書籍販売のご案内

「2011年 業務安全・衛生・環境法」

知りたい情報をタイムリーにご提供！

大反響につき、増刷決定。

一経営者がお届けする **タイ語－日本語の対訳本**。

価格：5,000 バーツ

ご購入は下記項目をご記入の上、FAX にてご送信ください。

To TJ Prannarai. Co., Ltd.

Fax To: 0-2712-3201

申 込 書

年 月 日

ご芳名：	
Name (English)：	
会社名（英語でご記入ください）：	
お届け先（ご請求書送付先）：	
Tel：	Fax：
Email：	